

「札幌市地域安全サポーターズ」登録等実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年条例第17号）に基づき、地域安全活動の取組に関心のある事業者等（一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人など公益法人を含む。以下「事業者等」という。）、市民及び市の連携を強化し、地域安全活動の推進を図ることを目的とし、事業者等を「札幌市地域安全サポーターズ」として登録すること（以下「登録」という。）等について必要な事項を定める。

（登録対象）

第2条 登録の対象となるものは、札幌市内において、地域安全活動を実施している、又は実施を希望している事業者等とする。

2 前項の地域安全活動とは、無償で実施する社会貢献活動のうち、概ね次に掲げる活動とする。

- (1) 営業車等を活用した日常の防犯パトロールの実施
- (2) 営業活動や戸別訪問、配送業務等に併せた防犯啓発や安否確認等の実施
- (3) 事業所や店舗、業務現場等を活用した防犯啓発や子ども110番の店等の実施
- (4) 環境美化や清掃活動等の犯罪の起きにくい環境づくりのための活動の実施
- (5) 自らの持つ資源やノウハウを活用した防犯教室や防犯セミナー等の開催
- (6) その他犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に資することが認められる活動の実施

（登録基準）

第3条 前条に定める登録対象となる事業者等のうち、次に掲げる基準のすべてを満たすものについて登録をする。ただし、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等に該当すると認められる者、特定の個人、政党、宗教団体等に関する目的を主として活動する事業者等に該当すると認められる者、公序良俗に反する

活動を行う者など、登録をしないことが適切であると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域安全活動を積極的に、かつ、継続して実施することが見込まれること。
- (2) 原則として、事業者等の名称や活動実績等を公開することが可能であること。

(登録手続等)

第4条 登録を希望する事業者等は、「札幌市地域安全サポーターズ登録申請書」(様式1)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業者等から提出のあった書面を審査し、登録の可否を決定する。
- 3 市長は、登録をした事業者等(以下「登録事業者等」という。)に対し「札幌市地域安全サポーターズ登録通知書」(様式2)を交付するものとする。
- 4 市長は、第2項の審査の結果、「札幌市地域安全サポーターズ」として登録しないことを決定した場合は、当該事業者等に対して文書でその旨を通知するものとする。
- 5 登録事業者等は、「札幌市地域安全サポーターズ」(別記)のシンボルマークを使用することができる。ただし、使用に関しては、次に掲げる事項を遵守することとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反する使用をしてはならない。
 - (2) 特定の個人、政党、宗教団体等に関する目的で使用してはならない。
 - (3) 札幌市の許可なく、定められた色や形状を変更して使用してはならない。

(登録の変更)

第5条 登録事業者等は、登録した内容に変更があった場合、速やかに「札幌市地域安全サポーターズ変更申請書」(様式1)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、登録事業者等から前項の申請書を受理した場合は、事業者等の登録内容を変更するものとする。

(登録の取消し及び抹消)

第6条 登録事業者等は、登録を取り消そうとする場合は、「札幌市地域安全サポーターズ取消申請書」(様式1)を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録事業者等から前項の申請書を受理した場合は、事業者等の登録を取り消すものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

(1) 第4条第1項又は前条第1項の申請書の記載事項に偽りがあった場合

(2) 登録した事業者等が第3条の基準を満たさないと認められる場合

(3) その他市長が「札幌市地域安全サポーターズ」としてふさわしくないと判断した場合

4 前2項の規定により登録を取り消し、又は抹消した場合は、その旨を当該事業者等に対して文書で通知するものとする。

(登録事業者等の公開)

第7条 市長は、登録事業者等の名称や活動内容等を市ホームページ等で公開することができる。

2 市長は、前項の公開を行うため、必要に応じて登録事業者等に対して活動状況や登録の継続等について照会することができるものとする。

(情報提供等)

第8条 市長は、登録事業者等に対して、地域安全活動に関する情報の提供等に努めるものとする。

(事務)

第9条 「札幌市地域安全サポーターズ」に関する事務は、札幌市市民文化局地域振興部が所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、「札幌市地域安全サポーターズ」の登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 5 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記



指定する色（特殊印刷の場合：D I C 5 7 7 100%）

（4色印刷の場合：C 100%）